

(仮称) 空家等対策の推進に関する条例【事務案】

(趣旨)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)。以下「法」という。)に定めるもののほか、本市の空家等対策の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 所有者等 空家等を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住する者及び市内に所在する法人その他の団体をいう。

(空家等の活用)

第3条 所有者等は、自ら利用する見込みがない空家等を、第三者への賃貸、譲渡等により有効に活用するよう努めるものとする。

- 2 市は、移住及び定住の促進による地域活性化を図るため、空家等の流通促進などの情報提供、相談その他の支援を行うものとする。

(情報提供)

第4条 市民等は、空家等(特定空家等となるおそれのあるものを含む。)を発見したときは、市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(外観調査)

第5条 市長は、法第9条の規定による立入調査のほか、市の空家等対策の推進に関し必要な調査として、空家等(特定空家等と認められる空家等を除く、以下この項において同じ。)の外観の状況を把握するために、当該職員に空家等の敷地に立入らせ、空家等の外観の調査(以下「外観調査」という。)を行わせることができる。

- 2 外観調査をしようとする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 外観調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事前指導等)

第6条 市長は、前条の規定により空家等を調査した場合は、当該空家等の所有者又はその関係人に対し、空家等の活用及び適切な管理を促進するための情報の提供、助言又は指導を行うものとする。

(緊急安全措置)

第7条 市長は、空家等の状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを回避するため緊急の必要があると認めるときは、これを回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

- 2 市長は、前項の措置を講ずるときは、当該空家等の所在地及び当該措置の内容を当該

空家等の所有者等に通知（所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、公告）しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

- 3 第1項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を空家等の所有者等から徴収することができる。

（弁明の機会の付与）

第8条 市長は、法第14条第2項に規定する勧告をしようとする場合には、特定空家等の所有者等に、弁明の機会の付与の手続を執らなければならない。

- 2 弁明は、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。
- 3 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。
- 4 市長は、弁明書の提出期限までに相当な期間を置いて、特定空家等の所有者等に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）予定される勧告の内容及び根拠となる法、法に基づく命令（告示を含む。）並びに市の条例及び規則の条項

（2）勧告の原因となる事実

（3）弁明書の提出先及び提出期限

- 5 前項の通知を受けた特定空家等の所有者等（以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。
- 6 代理人は、各自、当事者のために、弁明に関する一切の行為をすることができる。
- 7 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 8 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を市長に届け出なければならない。

（関係機関等との連携）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、空家等の情報を提供し、関係行政機関、自治組織等に必要な協力を求めることができる。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。